様式第２号（第４条関係）

|  |
| --- |
| **国民健康保険税減免承認･不承認決定通知書**第　　　　　　号年　　月　　日 |
| 申請者 | 住所氏名　　　　　　　　　　　　　　様 |  |
|  |
| 丸亀市長　　　　　　　　　　印　　　　　　　年　　月　　日付けで、申請のあった国民健康保険税減免申請について、下記のとおり決定したので通知します。承認　　･　　不承認（理由　　　　　　　　　　）減免決定した保険税額　　　　　　　　　　　　円 |
|  |
| 年度 |
| 決定前 | 決定後 |
| 更正前税額 | 普徴 | 特徴 | 更正税額 | 普徴 | 特徴 |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |

　この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して１年を経過したときは、正当な理由がある場合を除き、審査請求をすることができなくなります。

　処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に市を被告として（市長が被告の代表者となります。）提起することができます。ただし、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内であっても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して１年を経過したときは、正当な理由がある場合を除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

　処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日の翌日から起算して３か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。